

東温市 総合事業の 請求について(Q&A)

(介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス)

基本の請求方法は「月額包括報酬」です

適切なケアマネジメントがなされ、ケアプランにおいて必要と認められた場合に「1回あたり」の単価が使用できます。

Q 1 利用実績を基にし1回あたりの単価を使用できるのか。

A 1 できません。プランに基づき請求してください。

Q 2 日割請求はなくなるのか。

A 2 月額包括請求で、日割りの対象事由に該当する場合は日割りで算定してください。

Q 3 どのようなプランが1回あたりの単価を使用できるのか。

A 3 長寿介護課にてケアプラン点検を実施します。該当する場合、ケアプラン原案の段階で長寿介護課にプランを提出してください(※)。点検後、認められたものについて、1回あたりの単価を使用し請求できます。

(※) 「【東温市総合事業】1回あたりの単価をケアプランに位置付ける場合の届出書」に必要書類を添付し長寿介護課まで提出してください。

ご不明な点等ございましたらお問い合わせください

東温市 長寿介護課 089-964-4408

※他市町の請求方法については各保険者にお問い合わせください。